

私たちの地域は私たちで守る

～自主防災マニュアル編～



久留米市校区まちづくり連絡協議会防災対策検討委員会

2023年3月改定版

あなたの身近で災害が発生したら・・・

あなたの命は大丈夫ですか？

あなたの家族は無事ですか？

ご近所の方は無事ですか？

災害に対する備えはできていますか？

(この気持ちや行動が防災の入口だと思います)

過去の災害において多くの命を救ったのは、地域住民による的確で迅速な防災活動です。大規模災害になればなるほど被害は複合し、救助はなかなか到着しません。**普段から住民一人ひとりが自分の事として防災意識を持ち、また、地域の一員として助け合いの気持ちを持つことが重要です。**

“家族を守る” 気持ちと同様に **“私たちの地域は私たちが守る”** ために地域が主体となった防災活動を実行できるようにしていきましょう。

は じ め に

近年の災害は、従来想像もしなかった規模で毎年形を変え私たちの平穏な暮らしに襲いかかってきます。近年、甚大な被害をもたらした熊本震災・九州北部豪雨、だんだんと勢力を増してくる台風等に不安は拡大の一途です。

防災には行政や公的機関の活動は欠かせませんが、その前にまず「自分(家族)の命は自分(家族)で守る」そして「近所同士で守り合い(互近助)、支えあい」が大切です。(阪神淡路大震災＝助かった人の97.5%が自助・共助による。)

そのためには、地域をよく知っている校区や自治会・自治区における組織化した自主防災対策が効果的です。

久留米市校区まちづくり連絡協議会では、「防災対策検討委員会」を立ち上げ、自主防災の手引き・避難所運営マニュアル(土台)を作成しました。これを基に、校区や自治会では、地域特有の災害の実態を前提に、実務的に＝「現場の眼」で「生々しく」「的確明快に(知りたいことがすぐにわかる)」作成下さることをお願いいたします。このマニュアルが少しでも参考になれば幸いに存じます。

* 校区等におけるマニュアル(手引き)作成のポイント

- * 目的は一つ。それは「**命**を守ること」。他はすべて手段。 そのため、
* できるだけ簡素な組織でわかりやすく、情報ルートは1本(情報混乱厳禁)。
* 現場に即して。 そして、 * ずーっと(継続)、一緒に！
1. 組織づくり(整然・簡素・構え)、人づくり(防災士・リーダー養成、心・知・技)
 2. すぐに動ける体制と役割(初動とタイミング、誰もが)
 3. 続けられる体制と役割(継続、被災の長期化)
 4. すぐに伝わる連絡網と情報伝達の仕組み(ルートとルール、方法)
 5. 日頃からの啓発と現実的で多様な訓練(いつでも被災者に！)
- ↓
6. 避難と避難所の開設・運営(役割分担の明確化、ルートと方法)
 * 要援護者名簿の管理と運用(日常・非常時)
 7. 避難所のルールと留意事項(配慮)
 8. 避難所と周辺・行政等との連絡・連携(食料・水、備品、医療)
- ↓
9. 地域内の防犯(心がけ、体制・仕組み)

平成30年4月1日

久留米市校区まちづくり連絡協議会
防災対策検討委員会

【自主防災の手引き目次】

第1章	自主防災組織の整備	P 1
1.	自主防災組織の目的	P 2
2.	組織の結成	P 2
3.	組織の規模	P 2
4.	組織の編成	P 3
5.	組織の運営	P 4
	(1) 規約の作成	P 4
	(2) 地区防災計画の策定	P 5
	(3) 中長期的な活動目標とそれに向けた活動計画	P 6
6.	人材の育成	P 7
第2章	自主防災組織の活動	P 8
1.	日常における活動	P 9
	(1) 防災知識の啓発、普及	P 9
	(2) 地域の災害危険箇所の把握	P 10
	(3) 個別訓練	P 10
	①情報収集訓練	P 10
	②情報伝達訓練	P 11
	③避難誘導訓練	P 11
	④避難所運営訓練	P 12
	(4) 総合防災訓練	P 12
2.	災害発生時の行動	P 13
	(1) 参集基準	P 13
	(2) 参集体制	P 14
	(3) 各班の活動内容	P 15
3.	災害時要援護者名簿の活用等	P 16
	(1) 災害時要援護者名簿とは	P 16
	(2) 災害時要援護者名簿の活用と管理	P 17
	①日常的な名簿の活用	P 17
	②災害時要援護者名簿の管理	P 17
	③災害時の名簿の活用	P 19
第3章	規約等ひな型	P 21
付録1	自主防災活動の活性化に向けた暫定的措置	P 33
付録2	自主防災活動 活動のステップ一覧と活動の実例集	P 36

第1章 自主防災組織の整備

1. 自主防災組織の目的
2. 組織の結成
3. 組織の規模
4. 組織の編成
5. 組織の運営
 - (1) 規約の作成
 - (2) 地区防災計画の策定
 - (3) 中長期的な活動目標とそれに向けた活動計画
6. 人材の育成

第1章は、組織の結成から運営までを定めています。

自主防災活動においては、全体が円滑にまわるように校区単位、自治会単位の他に、隣組や班といった『ご近所』単位での活動をポイントとしています。

また、班では、実際に活動できることを前提としています。始めから多くのことを求めず、確実にできることからやっていき、徐々に活動の幅を広げましょう。

※この章の活動事例については、付録2「自主防災活動 活動のステップ一覧と活動の実例集」活動項目 A を参照

1 自主防災組織の整備

1. 自主防災組織の目的

招かざる災害に際し、同じ地域に住む住民同士で支えあい、助け合って、お互いの生命・財産を守ることを目的とします。

(自助・共助＝近助)

そのため、組織的行動・活動ができるよう、体制・役割を明確にしておくこと、日頃から万一の災害に備えた意識づくりや訓練を継続して行うことが重要です。



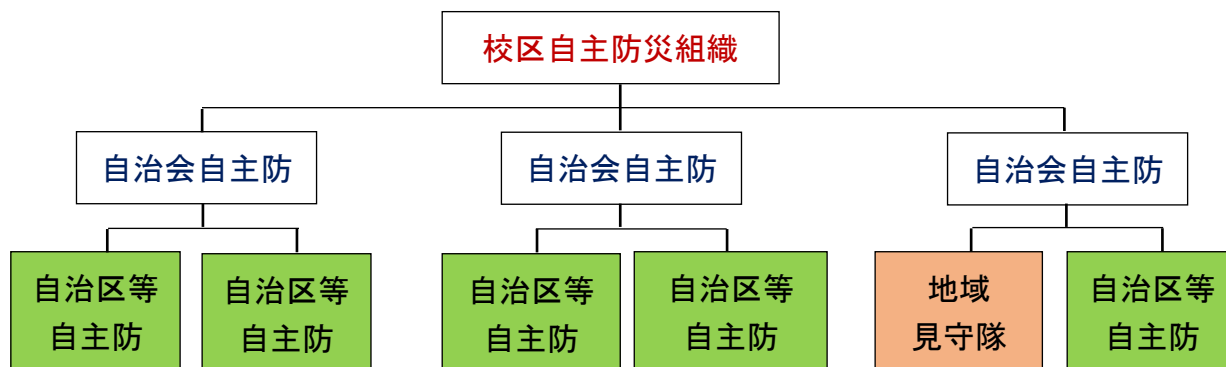
2. 組織の結成

地域住民が強制的ではなく自発的に活動に参加し、無理せず継続的に参加できる組織づくりが重要です。まずは、地域住民が参加しやすい情報の発信やきっかけづくりを行います。

3. 組織の規模

地域が連携感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える規模が重要です。地域の実情にあわせた組織づくりやすでに活動している組織の活用も有効です。

※隣組、班、自治区など、地域によって活動単位の名称がありますが、本マニュアルでは『自治区等』という表記で統一します。(関連 P13～P14 参照)



ポイント

- 自治区等自主防災は、ご近所同士の「コミュニケーションづくり」がすべての基礎となります！
顔が見える関係をつくり、助けあい・支えあいを行いましょう！ 『ご近所』＝『互近助』
- 活動単位は自治区等、『互近助』単位まで作れると活動がスムーズになります！
- 校区自主防災組織は校区全体を統括し、自治会等のフォローを行いましょう！
- 各組織の中で現実的に則して責任者を決めましょう！



地域のまちづくりと防災の基本は支えあいです！！

4. 組織の編成

組織を取りまとめる会長のもとに、活動に参加する構成員一人ひとりの役割分担を決め組織を編成しましょう。また、最低限必要な班編成からスタートし、班ごとに班長を決めましょう。

班編成（例）

編成班名	日常の役割り	災害時の役割り
①統括班	・全体活動調整 ・活動目標、計画、マニュアルの整備 ・他機関との事前調整	・全体調整 ・他機関との連絡調整 ・情報の分析、判断、指示 ・避難所開設、運営
②情報班	・情報の収集や伝達手段の検討及び訓練の実施 ・啓発活動	・情報伝達、情報収集、安否確認 ・報告活動
③現場班	・危険箇所の確認 ・DIGの実施 ・資機材の点検	・危険箇所確認、応急対応 ・資機材の調達
④避難誘導班 (自治会単位以下の組織)	・避難経路、避難所の確認	・住民の避難誘導活動 ・災害時要援護者への支援

ポイント

- 実際に活動できることを前提に班編成を行いましょう！
- 上部組織は全体的な判断や下部組織の支援を行いましょう！
- 地域の実情にあわせて必要があれば班の集約や再区分など工夫しましょう！



5. 組織の運営

組織の目的や活動内容などを明確にした規約、体制・指針や地区防災計画、年間活動計画を策定しておきましょう。また、活動目標の設定や訓練・研修の活動計画を立て、安定した組織運営を心がけましょう。

自主防災組織の規約を作成（運営のルールづくり）

防災計画の作成

平常時や災害時における行動の取り決め

見直し



反映

活動目標・年間活動計画

中長期的な活動目標の設定
継続的な活動による目標達成

- 活動目標を定期的に見直しながら活動計画を実施しましょう。
- 実際の活動状況をもとに防災計画を見直し、活動目標や活動計画へ反映しましょう。

（１）規約の作成

組織の位置づけや体系、役割分担等のほか、組織の目的、事業内容を明確にするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、地区防災計画の策定等について定めましょう。

ポイント

○組織に参加する住民相互の意思・共有を基に
ルール化しましょう！！



(2) 地区防災計画の策定

日頃よりどのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に明記するほか、河川氾濫・土砂災害、災害時要援護者の情報など、地域の実情を踏まえましょう。

地区防災計画に盛り込むべき主な事項

分野	盛り込むべき項目	内容
組織	・組織編成及び役割分担	・組織編成と各班の役割、指揮系統や動き出しのタイミング等を定める
日常活動	・啓発	・事項、方法、実施時期等を定める
	・危険箇所等の把握	・事項、方法等を定める
	・訓練	・訓練内容、計画、時期等を定める (現実的かつ多様な訓練)
災害時の活動	・情報収集・伝達	・情報収集・伝達の手法を定める ・安否確認の手法を定める
	・避難誘導及び、避難所運営	・避難誘導の指示、方法及び避難路、避難所の管理・運営等を定める
行政・近隣校区や団体と協力して行う活動	・災害時要援護者	・災害時要援護者の避難支援体制を定める

ポイント

○実際にできること、やることを計画に記載しましょう！
○避難支援体制や避難経路は明確にしておきましょう！



（３）中長期的な活動目標とそれに向けた活動計画

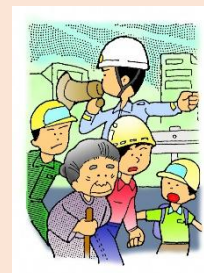
自主防災活動は、“継続的に取り組む” ことではじめて効果が出ます。役員等が交代しても活動の方針が引き継がれていくように中長期の活動目標を設定し、毎年具体的な活動計画を策定しましょう。なお、地域全体の知識や意識の向上に伴い、活動目標も修正していきましょう。

中長期的な活動目標と活動計画（例）

取り組み	中長期的な目標	活動計画
啓発の強化	・ 訓練参加者の拡大	・ 校区広報誌の発刊 ・ 自主防災研修会の実施
防災訓練の充実	・ 校区総合防災訓練の実施	・ 自治会防災訓練の実施 ・ 自治区等防災訓練の実施 ・ 防災リーダー研修の実施
	・ 避難所運営訓練の実施	・ 避難所運営マニュアルの作成 ・ HUGの実施（※）
	・ 災害時要援護者の支援体制の構築	・ DIGの実施（※） ・ 支援者への研修実施 ・ 災害時要援護者への研修実施

ポイント

- 目標は、実現可能なものを設定しましょう！
- 活動計画は、できるだけ多くのメンバーから意見を聴取しましょう！
- 中長期計画は、継続的に取り組める内容を意識しましょう！



※HUG・・・・・・・・・・避難所運営を皆で考えるための図上訓練。避難所で起こる様々な出来事に（避難所運営ゲーム） どう対応していくかを模擬体験するゲーム。

H（hinansyo）、U（unei）、G（game）の頭文字。

※DIG・・・・・・・・・・地図を囲みながら災害時の対応について考える図上訓練。避難所や避難（災害図上訓練） 経路、危険箇所、災害時要援護者などの情報を共有化し、地域住民や関係機関の連携や必要な対策を検討するゲーム。

D（disaster 災害）、I（imagination 想像）、G（game ゲーム）の頭文字。

6. 人材の育成

自主防災活動は、住民の自主的な活動です。活動を活性化させるためには、リーダーの資質と熱意に負うところが大きい。ため、地域の多くの意見をまとめ、行動力があり防災に積極的な関心のある人を防災リーダーとして育成しましょう。
また、できるだけ日中地域に居る人を防災リーダーとして育成しましょう。

ポイント

- 各校区で養成した防災士が、地域の自主防災活動で十分に活動できるよう、自主防災会長は防災士を中心とした組織づくり、初動体制づくり、役割分担を行いましょう。
- 各校区において計画的に防災士を養成し、市などが主催する防災士スキルアップ研修や防災リーダー研修会への参加を促しましょう。

※消防団は災害対応で出動し、地元にはいないかも知れません。
これを念頭に、体制づくりや人材育成に取り組みましょう！

第2章 自主防災組織の活動

1. 日常における活動
 - (1) 防災知識の啓発・普及
 - (2) 地域の災害危険箇所の把握
 - (3) 個別訓練
 - ①情報収集訓練
 - ②情報伝達訓練
 - ③避難誘導訓練
 - ④避難所運営訓練
 - (4) 総合訓練
2. 災害発生時の行動
 - (1) 参集訓練
 - (2) 参集体制
 - (3) 各班の活動内容
3. 災害時要援護者名簿の管理と活用【日常→災害時→終了（日常）】
 - (1) 災害時要援護者名簿とは
 - (2) 災害時要援護者名簿の活用と管理
 - ①日常的な名簿の活用
 - ②災害時要援護者名簿の管理
 - ③災害時の名簿の活用

第2章は、日常の活動と災害発生時の活動を編成班ごとに整理しています。活動が円滑に行えるように、各活動班の具体的な取り組みや役員の参集基準の掲載について定めています。

地域の実情にあわせた活動内容を定め、状況に応じて見直しをしましょう！

☆災害は予想しない規模や形で私たち襲ってきます。そのとき、あらかじめ作っていた体制・役割やマニュアルが機能しないことも・・・。

その時、臨機応変に組み立て直せる能力と行動力を養うために、日頃からの訓練が欠かせません。

※この章の活動実例については、付録2「自主防災活動 活動のステップ一覧と活動の実例集」活動項目A（自主防災体制の整備、防災士・防災リーダーの参画）、活動項目B（研修や講習会などの開催）、活動項目C（防災訓練の実施や災害対応）、活動項目D（避難行動要支援者への対応）を参照

2 自主防災組織の活動

1. 日常における活動

災害時に効果的な活動ができるよう、災害の種類に応じた各班の動き出しや指示のタイミングなどを定めたマニュアルを作成しましょう！

また、地域住民に対して防災に対する啓発活動を行い、防災訓練への参加や家庭内備蓄が充実するように働きかけを行いましょう！



(1) 防災知識の啓発・普及

- ・ 自主防災研修、訓練、防災講演会による住民への啓発
- ・ 防災に関する広報誌、パンフレット、チラシの作成、配布

防災訓練



ポイント

- あらゆる機会で、地域住民が話し合う機会を作りましょう！
- 近年の実例に学びましょう！（防災士等による体験談、映像等の視聴）
- 子どもを対象にした防災教育を積極的に実施しましょう！（幼少期から地域の防災について考える）



(2) 地域の災害危険箇所の把握

- ・地域の災害履歴や伝承等の共有化による予防活動や応急活動の検討をしましょう！
- ・「ハザードマップ」などを活用した災害危険箇所の周知を行いましょう。



ポイント

- 住民参加型のマップづくりを行い、地域住民への説明会を実施したり、コミュニティセンターや集会所に掲載するなど、情報の共有化を行いましょう！
「防災マップ」「安全・安心マップ」など



(3) 個別訓練

① 情報収集訓練

- ・地域内の被災情報、避難状況等を正確かつ迅速に把握し、行政や関係機関等と情報の共有化が重要です。地域内で情報収集訓練を行いましょう！



ポイント

- 収集すべき情報は、事前に明確にしておきましょう！
- 収集した情報は、日時、内容等をホワイトボードや模造紙に記載し、各役員等が目視で確認できる状況で管理しましょう！

※口頭のみでのやり取りは避けましょう！



②情報伝達訓練

- ・行政からの情報や収集した情報等を正確かつ迅速に伝達するために、情報伝達の経路を明確にした情報伝達訓練を行いましょう。

ポイント

- 部門、団体ごとの連絡網を作成し共有化を図りましょう！
(重複しない連絡網作成に留意・・・役割分担との関連あり)
- 情報伝達は、「携帯一斉メール」を基本とし、伝達不十分を前提に**補完措置を準備**しておきましょう！
- 収集伝達先が留守の場合の対応を定めておきましょう！
- 連絡がつかない場合は、上部組織に情報を伝達し、協力を求める体制を整備しておきましょう！



③避難誘導訓練

- ・地域全体で避難の要領を把握し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう、地域の指定避難所、一次避難所及び避難経路を定めておきましょう！また、災害時要援護者への避難誘導訓練は、上部組織と連携して実施しましょう！



※物干し竿・毛布を使った担架づくりや、新聞・レジ袋を使った三角巾づくりなど訓練すると日常生活でも役に立ちます。

ポイント

- 災害時要援護者の避難誘導は、名簿や個別支援計画などの情報を支援者で共有し、防災士や消防団、民生委員などと連携しながら組織としての支援体制を構築しましょう！



※災害時には、消防団は地元（住民の傍）にいないであろうことも念頭に入れておきましょう！

④避難所運営訓練

- ・避難所の運営には、地域のことをよく知っている自主防災組織が積極的に関わる必要があることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援について訓練を行う。

※訓練の実施にあたっては、別冊『避難所運営マニュアル』を活用し、行政や関係機関と連携しましょう！

ポイント

- 避難所運営は、行政と協働による運営体制を構築し、時間とともに変わる情報や運営スタッフも想定しておきましょう！
- 地域ごとの「避難所運営マニュアル」を作成・活用しましょう！
- 備蓄品の確認・点検とそれを利用した訓練を実施しましょう！

※避難所運営は、助けあい＝住民の【自主運営】を基本とすることを念頭に入れておきましょう！



「お互い
さま！」

（４）総合防災訓練

- ・個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、組織の各班相互の連携を図り、それぞれ適切で効果的に防災活動ができるように総合防災訓練を行いましょう！

ポイント

- 時間の流れに沿った各班や役員の役割分担を確認しましょう！
- 各組織での課題を共有化しましょう！
- 地域住民が顔を合わせ、コミュニケーションを深めましょう！
- 避難行動のイメージの共有化を図りましょう！

※以上、各種訓練の結果は必ず評価し、今後に生かしましょう！

2. 災害発生時の行動

災害発生時やその危機が高まった時に、迅速な初動対応が行えるように、役員の参集基準や活動内容を定めておきましょう！



(1) 参集基準

・災害の種類や気象情報にあわせ、役員参集基準を明確に定めておきましょう！



参集基準作成（例）

災害種別	校区自主防災	自治会・自治区等 自主防災	(参考) 市の基準
地震	- 震度〇以上 - 避難所が開設されたとき - その他会長が必要と判断したとき	- 震度〇以上 - 避難所が開設されたとき - その他会長が必要と判断したとき	- 市内震度3以上 - 国内震度5強以上で情報収集が必要なとき
風水害	〇〇警報発表 〇時間後台風の暴風域 〇〇川水位〇メートル - 避難所が開設されたとき - その他会長が必要と判断したとき	〇〇警報発表 〇時間後台風の暴風域 〇〇川水位〇メートル - 避難所が開設されたとき - その他会長が必要と判断したとき	- 大雨注意報 - 洪水注意報 - 強風注意報 - 台風で市内強風域など
その他	- 避難所が開設されたとき - その他会長が必要と判断したとき	- 避難所が開設されたとき - その他会長が必要と判断したとき	情報収集が必要な事象が発生したとき

(2) 参集体制

- ・状況に応じて、活動班の誰が参集するかの基準を明確に定めておきましょう！
- ・参集する役員や人数はできるだけ事前に決めておき、状況に応じて対応しましょう！

参集体制作成（例）

体制	校区自主防災	自治会自主防災	自治区等自主防災
非常配備体制 1 （避難所開設前） <u>（参集目安は会長や班長など少数名）</u>	統括班 情報班 現場班		
非常配備体制 2 （避難所開設短期） <u>（参集目安は会長や班長などと活動ができる複数の役員）</u>	統括班 情報班 現場班 避難所班	統括班 情報班 現場班 避難誘導班	統括班 情報班 避難誘導班
非常配備体制 3 （避難所開設長期） （参集目安は全役員。ただし、活動の長期化を見据え、ローテーション体制を組む）	統括班 情報班 現場班 避難所班	統括班 情報班 現場班 避難所班	統括班 情報班 避難誘導班

ポイント

- 自治区等の活動は、既存活動している組織（地域見守り隊など）の活用や自治区の連絡体制を活かした活動も有効です
- 自治区等の重要な役割りは、災害時要援護者の避難支援や地域住民の安否確認です。災害時要援護者の方が誰とどこに避難するのかを、民生委員・児童委員やふれあいの会の方々などと連携の上、情報の把握に努め、避難行動を支援します。
 - ・誰が来ているのか（来るべき人でいない人は？）
 - ・簡単な役割分担
 - ・地区内の状況把握と地区本部への連絡
 - ・指定避難所への避難誘導

（３）各班の活動内容

- ・地区本部などの活動拠点や設置の仕方などは事前に決めておきましょう！
- ・各組織の連携の仕方や連絡体制は、地域の実情を踏まえ整理しましょう！

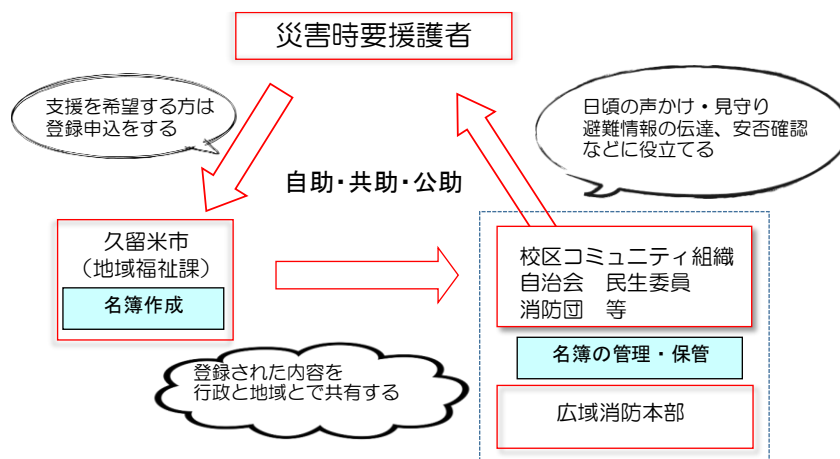
	災害時の具体的な活動（例）	
統括班	●地区本部の設置 ●人員の調整 ●市対策本部との連絡	●各種情報の収集・分析 ●各班への指示 ●全体的な調整 など
情報班	●各種情報収集・整理 ●各班への指示伝達	●統括班へ情報報告 ●広報活動 など
現場班	●現場確認、情報の収集 ●現場の応急対応 ・応急バリケードの設置、土のう積み など	●情報班へ現場状況の報告
避難誘導班	●避難所開設情報の収集、伝達 ●要援護者の支援者への連絡 ●情報班へ避難者情報（安否情報を含む）の報告 ●避難所への避難誘導 など ※避難所運営班は、避難所運営マニュアルに従い活動	●安否確認 ●避難者情報の収集

3. 災害時要援護者名簿の活用等

(1) 災害時要援護者名簿とは

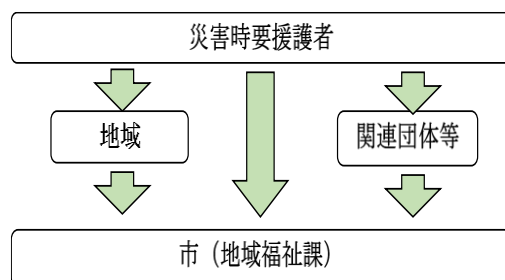
- ・在宅で生活している方のうち、災害時に自力又は家族の協力による避難が困難な高齢の方や障がいのある方等（災害時要援護者）から市に登録していただきます。その内容を地域の支援者の皆さんに共有しておくことによって、支援者が日頃の声かけ・見守り、災害発生時の情報伝達や安否確認等の避難支援が行えるように作成する名簿です。
- ・要援護者の氏名・住所・連絡先・ご家族などの緊急連絡先・支援者・避難場所・地図などが記載されています。

①名簿登録・活用（イメージ図）



②名簿の登録申込の流れ（イメージ図）

登録申込は市に直接提出のほか、地域や各関連団体等を通じても可能です。自治会や民生委員・児童委員の方々からの登録促進や、ふれあいの会会員など日頃から顔見知りの方からのご案内により、要援護者に安心していただけます。



【登録申込窓口】

- ・久留米市健康福祉部地域福祉課
市役所本庁 14 階 Tel:0942-30-9174
- ・各総合支所市民福祉課、各校区コミュニティセンターにも登録申込書を準備

（２）災害時要援護者名簿の活用と管理

①日常的な名簿の活用

- ・要援護者の支援に必要な情報を普段から地域の支援者を含め共有し、地域の支援体制をつくります。個別支援計画の具体化や見守りなど、名簿を活用しましょう。

ポイント

○地域の要援護者を確認

支援者も名簿登録者も毎年変わっていきます。年に一度は地域のどこに、どんな支援を必要とする人がいるのかを地域の支援者等（自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防団など）で情報交換、確認をしましょう

○災害時に誰（たち）が、誰をどのように支援するのかを確認

図上訓練（※コラム参照）などを活用し、誰（たち）が誰に対して、情報伝達・安否確認・避難行動支援等をするのかなど、個別支援の体制をあらかじめ考えておきましょう

※多くの要援護者を自治会長、民生委員・児童委員などの役職者だけで支援することは不可能です。複数の人で支援するよう準備しておきましょう。

○日頃から要援護者と支援者の間でコミュニケーションを図る

日頃からのつながりがあれば災害時の支援もスムーズに行われます。

②災害時要援護者名簿の管理

- ・名簿には、要援護者の個人情報が含まれているため、取扱い及び管理には十分注意しましょう。

ポイント

【災害時】

- 災害時は、個人情報にとらわれることなく**人命を優先**

【平常時】

- 名簿の保管場所を定め、**紛失・盗難防止**に努めましょう！
- 名簿の複写は行わないでください。
※複写して配布してしまうと回収が非常に困難です。



図上訓練

○災害時要援護者の情報をあらかじめ地域の支援者で把握・共有しておくために、ほとんどの校区で災害時要援護者名簿と地域の地図を使用した図上訓練が行われています。

1. 図上訓練とは？

支援のために地域の多様な関係者が机を囲み、要援護者の情報、要援護者ごとの支援の必要性、支援者、避難場所、危険箇所、避難ルートなどについて情報共有を行い、地図上にシールやマジックで表示し、決定したことを名簿に記入していく中で、共助による支援体制を構築する訓練です。

※訓練に必要な消耗品などは市で準備

※可能であれば要援護者本人の参加も促進

2. 一般的な訓練の流れ（例）

- (1) 災害に備えて（防災講話）
- (2) 名簿を使った図上訓練
- (3) 質疑応答・意見交換

3. 図上訓練の参加者（例）

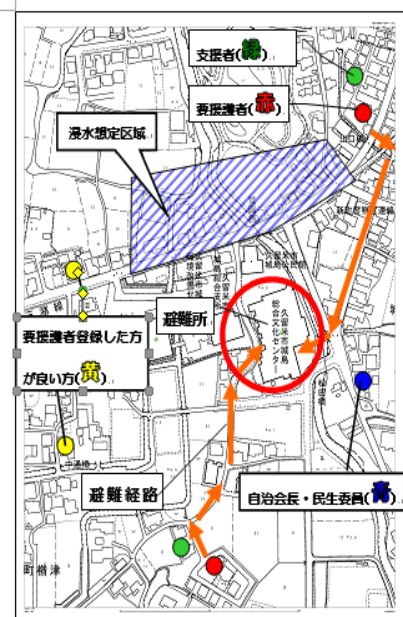
- | | |
|--------------|---------|
| ○校区コミュニティ組織 | ○自治会 |
| ○民生委員児童委員協議会 | ○消防団 |
| ○防災士 | ○自主防災組織 |
| ○行政 | など |

4. 訓練申込先

久留米市健康福祉部地域福祉課

0942 - 30 - 9174

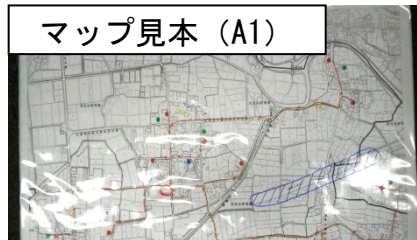
マップの作成イメージ



訓練風景



マップ見本 (A1)



地域の地図にシートを重ね、その上に要援護者・支援者の情報を表示し、情報共有、支援体制の構築を行っています。

③災害時の名簿の活用

- ・災害発生時は、まずは自分や家族の安全確保が第一です！
そのうえで、要援護者への情報伝達・安否確認・避難誘導等の避難支援や避難所での生活支援のために、名簿を活用しましょう。

ポイント

大雨や台風の際の名簿活用の流れ

○天気予報などで情報収集に努めます

○「避難準備・高齢者等避難開始」が発令

※この時点で自主避難所が開設

○情報伝達・避難行動支援

◇名簿を活用し、要援護者に情報を伝達

(例)「台風が近づいてきています。

自主避難所が開設されたので早めに避難しましょう」

◇個別支援計画に基づき避難行動支援

(例)「計画していたように私が車に乗せていきますから」

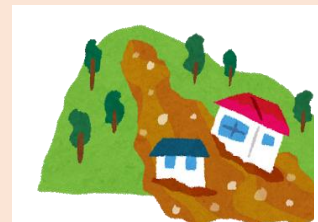
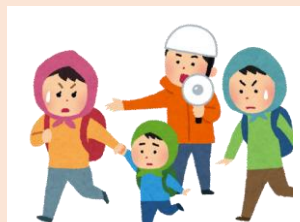
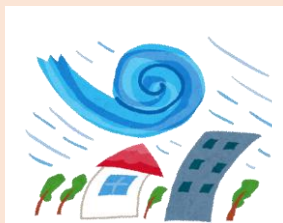
○安否確認・避難誘導

◇避難所などで名簿を活用し、
要援護者の方の安否状況を確認

(例)「〇〇さんが来てないよ！」

◇避難の呼びかけ、避難誘導

(例)「電話したら家にいたので、屋内の安全な場所に避難するように呼びかけています」



※風雨が強くなってからの避難には危険が伴います。
要援護者の方には早めの避難を呼びかけましょう。

○犯罪から身を守る

東日本大震災での主な犯罪は、民家や店舗への窃盗でした。また、時間の経過とともに暴行や傷害などの粗暴犯や震災に便乗した詐欺や悪徳商法の犯罪が発生しました。個人と地域がお互いに協力して犯罪を減らすようにしましょう！

○地域における防犯対策

【個人での盗難対策】

- ・ 自宅の戸締りの徹底
- ・ 目の付くところに貴重品を置かない など

【地域全体での対策】

- ・ 地域で夜警や日中のパトロールの実施
- ・ 見慣れない人への声かけ など

○避難所における防犯対策

【個人での盗難対策】

- ・ 目の付くところに貴重品を置かない
- ・ 貴重品は肌身離さず身につけておく
- ・ 自分の物には名前を書いておく など

【個人での性犯罪対策】

- ・ 外出時は防犯ブザーを携帯する
- ・ 暗くなったら外出を控える
- ・ トイレは一人では行かない など

【避難所全体での対策】

- ・ こまめな声かけ（注意喚起）
- ・ コミュニケーションづくり
- ・ 避難者宛の電話は直接取り継がない
- ・ 女性用トイレの場所（位置） など

出典：NHK備える防災（抜粋）

第3章 活動事例

1. 自主防災組織規約（例）
2. 地区防災計画（例）
3. 中長期計画（例）
4. 訓練実施手順（例）

第3章は、各自主防災組織が作成しておく規約や計画の作成例、訓練の手順を紹介しています。各地域での活動の参考にして下さい。

3 活動事例

1. 自主防災組織規約（例）

○規約は組織の目的、事業内容等を明らかにし、役員の任務や運営について定めよう。

〇〇自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（活動）

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること
- （2）地震等に関する災害予防に関すること
- （3）地震等の発生時における情報の収集・伝達、安否確認、避難誘導など応急対策に関すること
- （4）防災訓練の実施に関すること
- （5）防災資機材等の備蓄に関すること
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 会計監査 2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

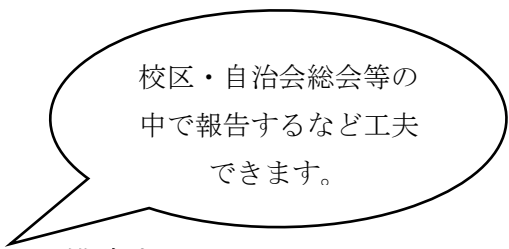
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計監査は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。



校区・自治会総会等の中で報告するなど工夫
できます。

(総会)

第9条 総会は、代議員（又は全会員）をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定・改廃に関する事
- (2) 地区防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 活動計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと
- (2) 総会により委任されたこと
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第11条 本会は、地震等災害による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の啓発に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 災害の発生時における情報の収集・伝達、安否確認、避難誘導避難所運営等に関すること
- (5) 地域の危険箇所に関すること
- (6) 防災資機材に関すること
- (7) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

〇〇年〇〇月〇〇日 制定

2. 地区防災計画（例）

○防災計画は、平常時及び災害発生時における防災活動を具体的に定めておくものですので、防災組織の地域実情に応じて作成・修正しましょう。

〇〇自主防災会地区防災計画（例）

1 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

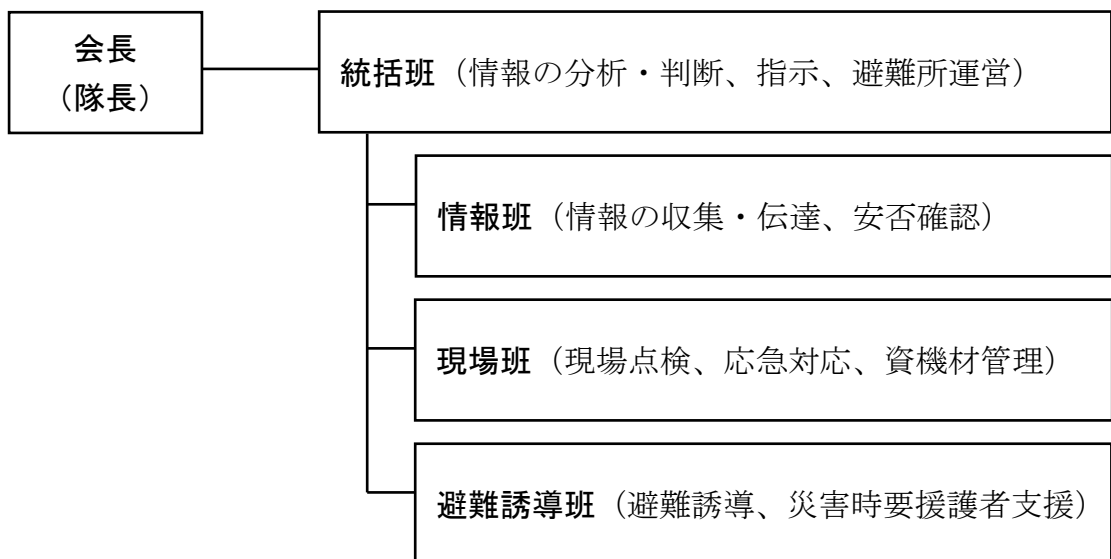
2 計画事項

この計画に定める事項は、つぎのとおりとする。

- （１）組織に関すること
- （２）日常の活動に関すること
- （３）災害時の活動に関すること
- （４）災害時要援護者の支援に関すること
- （５）その他必要な事項

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、つぎのとおり防災組織を編成する。



編成班名	日常の役割り	災害時の役割り
①統括班	・全体活動調整 ・活動目標、計画、マニュアルの整備 ・他機関との事前調整	・全体調整 ・他機関との連絡調整 ・情報の分析、判断、指示 ・避難所開設、運営
②情報班	・情報の収集や伝達手段の検討及び訓練の実施 ・啓発活動	・情報伝達、情報収集、安否確認 ・報告活動
③現場班	・危険箇所の確認 ・D I Gの実施 ・資機材の点検	・危険箇所確認、応急対応 ・資機材の調達
④避難誘導班 (自治会単位以下の組織)	・避難経路、避難所の確認	・住民の避難誘導活動 ・災害時要援護者への支援

4 日常の活動

(1) 住民への啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

① 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び地区防災計画に関すること
- イ 地震、水害等についての知識に関すること
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること

② 普及方法は、次のとおりとする。

- ア パンフレット、チラシ等の配布
- イ コミュニティ誌等への記事登載
- ウ 座談会、講習会、防災映画会等の開催

(2) 地域の危険箇所の確認

地域の危険箇所を把握するため、次により確認を行う。

① 確認事項は、次のとおりとする。

- ア 地震による倒壊のおそれのある家屋や壁などの工作物の場所
- イ 土砂災害警戒区域の場所
- ウ 浸水想定区域の場所
- エ 道路冠水区域の場所

② 確認方法は、次のとおりとする。

- ア ハザードマップ等の確認
- イ 役員によるパトロール
- ウ 地域住民参加のまち歩き
- エ 地域住民、消防団、行政等からの危険箇所の聞き取り

(3) 防災訓練の実施

大規模地震等による災害発生に備えて、次により訓練を実施する。

① 実施する訓練は、次のとおりとする。

- ア 総合防災訓練
- イ 個別訓練
 - a 情報の収集・伝達訓練
 - b 安否確認訓練
 - c 避難誘導訓練
 - d 避難所運営訓練

② 総合訓練は、個別訓練を総合的に行うものとする。

③ 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施手順を作成する。

④ 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。

- a 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中又はセーフコミュニティの日（21日）に実施する。
- b 訓練は、総合訓練にあつては年△回、個別訓練にあつては随時実施する。

5 災害時の活動

(1) 情報の収集・伝達

被災状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

- ① 情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- ② 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話メール、トランシーバー、伝令等による。

(2) 安否確認

発災後、可能な限り（個人があちらこちらに散らばって情報が分からなくなる前に）地域住民の安否確認を実施し、負傷者等が確認された場合は、消防署に救助要請を行い、統括班に状況報告を行う。安否確認は次により行う。

- ① 情報班は、地域の一次避難所において、災害時要援護者名簿登録者や被災家屋の住民等について、民生委員児童委員や役員、地域住民等により聞き取りを行う。
- ② 情報がない場合は、個別訪問により直接安否確認を行う。

先に避難したことなどがわかる目印等を事前に確認しておきましょう！
※ただし、防犯面を考慮し貼り紙などはしないようにしましょう！

(3) 避難誘導

大規模災害の発生が予測されるとき、又は火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

- ① 避難情報が発表されたとき、又は防災会長が必要と認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。
- ② 避難誘導班は、防災会長の指示に基づき、住民を次に定める避難地に誘導する。
 - ア 大規模地震による被害の発生が予測されるとき
〇〇公園
 - イ 津波、台風等により水災害の発生が予測されるとき
〇〇小学校、〇〇コミュニティセンター

(4) 避難所運営

避難所運営は、迅速な開設、適切な運営を心がけ、地域と行政の協力体制のもと、別に定める避難所運営マニュアルを参考に実施する。

3. 中長期計画（例）

○自主防災活動は、“継続的に取り組む”ことではじめて効果が出ます。役員等が交代しても活動の方針が引き継がれていくようにしましょう。

〇〇自主防災会活動計画（例）

1 目的

この計画は、〇〇自主防災会防災活動の中長期活動目標や指標を定めることにより、地域防災力向上のために必要な活動の指針を示すことを目的とする。

2 中長期的な活動目標と活動計画

取り組み	中長期的な目標	活動計画
啓発の強化	・訓練参加者の拡大 (中期目標)・参加者数〇人(〇%) (長期目標)・参加者数〇人(〇%)	・校区広報誌の発刊 ・自主防災研修会の実施
防災訓練の充実	・校区総合防災訓練の実施 (中期目標)・〇年に〇回開催 (長期目標)・毎年〇回開会	・自治会防災訓練の実施 ・自治区等防災訓練の実施 ・防災リーダー研修の実施
	・避難所運営訓練の実施 (中期目標)・〇年に〇回開催 (長期目標)・毎年〇回開会	・避難所運営マニュアルの作成 ・HUGの実施
	・災害時要援護者の支援体制の構築 (中期目標)・個別支援計画の策定 (長期目標)・個別支援計画に基づく訓練の実施	・DIGの実施 ・支援者への研修実施 ・災害時要援護者への研修実施
人づくり	・防災士の養成、育成 (中期目標)・校区に〇名以上養成 ・訓練、研修へ回参加 (長期目標)・各自治会に1名以上養成 ・地域研修、訓練を年〇回実施	・毎年〇名防災士養成 ・防災士養成講座への参加 ・フォローアップ研修、訓練への参加 ・防災士による地域研修、訓練の実施

4. 訓練実施手順（例）

〇〇 訓練実施手順（例）

1 目的

地域における情報収集・伝達、安否確認、避難誘導などの各種訓練を迅速かつ正確に実施することを目的とする。

2 参加者

- (1) 地域住民
- (2) 自主防災会スタッフ
 - ①統括班
 - ②情報班
 - ③現場班
 - ④避難誘導班
- (3) その他役員（民生委員児童委員、ふれあいの会など）

3 進め方

- (1) 災害の設定
 - ①災害の種類
 - ②災害発生日時
 - ③災害の規模
 - ④行政からの避難情報の種類
 - ⑤避難所開設の有無
 - ⑥校区内の被害の有無（物的・人的）
- (2) 参集
 - ・各班拠点施設へ参集
- (3) 人員の確認
 - ・各班の実働人員を確認し、必要に応じて調整
- (4) 各班への指示
 - ・校区自主防災会長よりから各班へ訓練開始の指示

(5) 訓練Ⅰ

①統括班

- ・災害対応拠点の設置
- ・情報班への情報伝達指示及び各班との連絡調整
- ・避難所開設、運営の準備

②情報班

- ・住民への情報伝達（災害発生情報、避難情報等）
- ・現場班へ地域パトロールの指示
- ・避難誘導班に対する災害時要援護者の安否確認・避難支援の指示

③現場班

- ・現場パトロール

④避難誘導班

- ・災害時要援護者名簿の確保
- ・一次避難所等からの移動
- ・避難経路の安全確認

住民の対応・反応を見ながら訓練Ⅰから訓練Ⅲへと順次進めて行くと効率的に浸透度合いが進んで行くものと思われます。

(6) 訓練Ⅱ

①統括班

- ・情報の把握、分析、指示
- ・避難所の開設、レイアウト
- ・各班へのフォロー

②情報班

- ・情報収集、集約（住民への伝達状況、校区内被害状況、安否状況等）
- ・各班へのフォロー

③現場班

- ・現場パトロールの状況報告
- ・現場応急対応（救急連絡、バリケード設置等→警察への報告）
- ・各班へのフォロー

④避難誘導班

- ・災害時要援護者等の安否確認（聞き取り、臨戸訪問）
- ・救急連絡

(7) 訓練Ⅲ

○避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施

(8) 参加者による意見交換

4 その他

※訓練実施においては、極力多くの立場の参加を促すこと。

※訓練は総合的に実施するか、個別に実施するか適宜調整すること。

※訓練は、現実的に起こり得る条件を付加し、対応できない項目を認識すること。

※訓練において対応できなかった項目について、対応案を検討すること。

※訓練に必要な資機材の確保・点検は事前に実施すること。

※民間の施設や自主防災会以外の機関の訓練参加については、事前に訓練内容や役割分担を十分に打ち合わせしておくこと。

付 録

1. 自主防災活動の活性化に向けた暫定的措置

本マニュアルでは、校区自主防災組織、自治会自主防災組織、自治区等自主防災組織における役割や活動内容について整理してきました。しかし、地域によっては本マニュアルのような組織づくりや活動がすぐに実施できない地域もあると思います。まずは、必要最低限の活動を実施し、徐々に活動の幅を広げていきましょう！

1. 自主防災活動の活性化に向けた暫定的措置

自治会長や自治区等の防災責任者が中心（ヘッド）となり、防災士、民生委員児童委員、ふれあいの会等に重要なスタッフをお願いしましょう！！

規約等の文書の作成が難しい場合は、
まず、体制、機能、役割、連絡網、避難場所、避難の手順等を作りましょう！

※これが機能するようになってから次の段階に一步踏み出すという手順でも構いません。

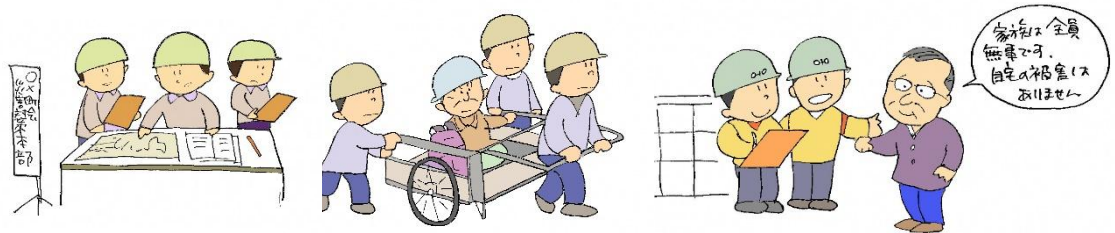
○災害発生時に誰が何をするのかを決めましょう

(例)

統括班 (全体調整、判断、指示など)

情報班 (情報伝達、情報収集など)

避難誘導班 (安否確認、災害時要援護者の避難支援など)



○連絡網をそれぞれの班などで作っておきましょう

固定電話が通じない、携帯電話が通じない、その次の手立ても取っておきましょう！ **※迅速で確実に繋ぐ！！**

※日田市吹上町・・・班長全員にトランシーバー配布。
(中継局も整備)



○誰が、誰を、どこに、どんな方法で避難させるのか決めておきましょう

○誰が

- ・支援者は、決めていてもその人が動けないケースがあります。複数の人を準備しましょう！

○どのようにして

- ・集団で歩いて移動するのか、個別に車で移動するのか、そこも必要です！
※ルートは複数準備しましょう！

○どこに

- ・避難所は地形等の状況により数箇所想定しましょう！
- ・避難した場所が危なくなる場合もあります。その場合の手立ても準備しましょう！
- ・集会所など一次避難所には長く留まらず、指定避難所への移動も準備しておきましょう！

○災害時要援護者名簿を活用しましょう

災害時要援護者名簿は、要援護者を助けることが目的です。
現場で活かせるような管理・運用を工夫して下さい。

※個人情報を守る範囲内で！！

- 要援護者名簿の作成・管理・運用については、P16～P19 をご参照下さい。
- 避難時の防犯については、P20 のコラムをご参照下さい。

☆日頃から、災害に対する住民への啓発と訓練は丁寧に継続・実施しましょう！

(私たちの地域は私たちで守る～自主防災の手引き～策定スタッフ)